



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 1
○公共測量の実施の通知 (3件)	(用地対策課) 1
○道路の区域変更 (3件)	(道路課) 1
監査公表	
○監査公表 (定期監査の執行結果 (総務部デジタル政策課ほか)) の訂正	2

告 示

高知県告示第1006号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
西田順天堂薬局 南国市大埦甲759-3 令3・10・1
東店

枝川薬局 吾川郡いの町枝川1137-48 " " "

高知県告示第1007号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年10月25日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量 (航空写真撮影、数値図化及び航空レーザ計測・解析)

- 作業期間
令和3年10月22日から令和4年2月28日まで
- 作業地域
土佐国道事務所管内国道33号 (高岡郡越知町から吾川郡仁淀川町まで)

高知県告示第1008号

高知県安芸土木事務所室戸事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年10月28日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量 (用地測量)
- 作業期間
令和3年11月1日から令和4年12月26日まで
- 作業地域
安芸郡東洋町白浜地内

高知県告示第1009号

林野庁四国森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年10月29日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量 (航空レーザ測量)
- 作業期間
令和3年10月29日から令和4年2月28日まで
- 作業地域
安芸郡北川村及び長岡郡大豊町

高知県告示第1010号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸郡安田町小川字 ミヨジグチ1242番 1から 安芸郡安田町小川字 カチバ16番7まで	前	5.6 }	104
	後	25.3 }	
		6.5 }	106
		39.2 }	

高知県告示第1011号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村馬路字 平野谷831番26から 安芸郡馬路村馬路字 平野谷831番27まで	前	6.1 }	103
	後	8.7 }	
		8.7 }	103
		12.7 }	

高知県告示第1012号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 中平禰原
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		4.5	

高岡郡樺原町豊原 6525番から	前	42.8	296
高岡郡樺原町豊原 6516番2まで	後	21.1 68.5	281

監 査 公 表

監査公表第11号

令和3年10月19日付け監査公表第10号で公表した「定期監査結果報告（令和3年度第2回）」の訂正について、次のとおり公表する。

令和3年11月24日

高知県監査委員 桑名 龍吾
同 土居 央
同 奥村 陽子
同 植田 茂

定期監査結果報告（令和3年度第2回）の第2監査の結果の1指摘事項中（1）を次のように訂正する。

（1）総務部デジタル政策課

令和2年7月に1日も出勤していない会計年度任用職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当に相当する額を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定と同様の取扱いにしなければならないことに反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。